

愛南町木造住宅耐震診断・ 耐震改修等補助事業のご案内

過去の地震で倒壊した家屋の多くが、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の建物でした。地震に対する住宅の安全性を高めるため愛南町では、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

※これまでの補助方式に加え、派遣方式（新制度）の導入により、
わずかな費用で耐震診断が行えるようになりました。

補助制度の概要

【対象となる住宅】

- ★町内の昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅
- ☆階数が 2 階以下で延べ床面積が 500 m²以下のもの
- ☆店舗など住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の面積が半分を超えていること。
- ☆枠組み壁工法など特別な認定を受けた工法以外のもの

【対象者】

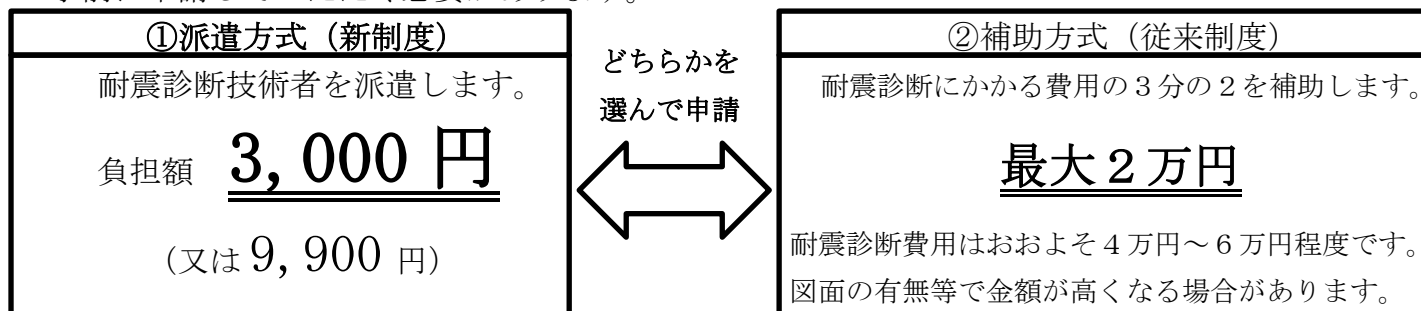
- ☆対象住宅の所有者であること。
- ☆町税等を滞納していないこと。
- ★新制度については以前に愛南町木造住宅耐震診断補助金の申請をしていないこと。



補助金額の詳しい内容については裏面をご覧ください。

STEP1 【耐震診断】

耐震診断の補助金を受ける方は、①新制度または②補助制度のどちらかを選んで事前に申請していただく必要があります。



STEP2 【耐震改修設計】

耐震改修設計にかかる費用の 3分の2 を補助します。 **最大 20 万円**

STEP3 【耐震改修工事】

耐震改修工事にかかる費用を補助します。 **最大 120 万円**

耐震改修工事監理にかかる費用の 3分の2 を補助します。 **最大 4 万円**

その他、段階改修工事や耐震シェルター設置工事についても補助制度があります。

注意事項

※耐震診断の①派遣方式（新制度）については、愛媛県木造住宅耐震診断登録事務所に登録された耐震診断技術者が行います。（申請後に愛媛県建築士会が技術者を選定します。）

※補助方式（従来制度）については、申請をした方が愛媛県木造住宅耐震診断登録事務所に登録された耐震診断技術者を選定したうえで申請を行う必要があります。

※耐震改修の申請をする場合は事前に耐震診断を済ませておく必要があります。

※耐震診断・改修工事はそれぞれ事前に申請をしていただく必要があります。

※詳しくは、下記問合せ先までご連絡下さい。

お問合せ先

愛南町消防本部防災対策課

TEL 0895-72-0131